(証券コード　9376)
2020年12月８日

株　主　各　位

東京都千代田区平河町二丁目７番４号
株式会社ユーラシア旅行社
代表取締役　井　上　利　男

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第35回定時株主総会を下記要領により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。また本総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただきましてもご入場できない場合がございます。ご不便をお掛けいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年12月24日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区平河町二丁目７番４号
　砂防会館別館　３階会議室　立山
３．会議の目的事項
報告事項　第35期（自　2019年10月１日　至　2020年９月30日）事業報告及び計算書類報告の件

以　上

**　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**
**　なお、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(https://www.eurasia.co.jp/) に掲載いたしますのでご了承ください。**

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2019年10月１日
　至　2020年９月30日）

１．会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景とする緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済社会活動が大きく制限される状況となり、企業収益、個人消費とも急速に低下し、現状においても先行きの不透明な状況にあります。

当社におきましては、3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航はやめて下さい。）」の発出がなされるに至り、日本からの海外旅行の催行が不可能な状況になりました。

第3四半期以降は、営業の休業を行い、また第4四半期以降は、従来主力事業の位置づけになかった国内旅行部門での収益確保のために社内資源の一部を投下いたしました。

その結果、当期の営業収益は2,347百万円（前期比41.0％）、経常損失は76百万円（前期は経常利益169百万円）、当期純損失が66百万円（前期は130百万円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき重要な事項はありません。なお、当期におきましては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、2020年3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航はやめて下さい。）」の発出がなされるに至り、日本からの海外旅行の催行が不可能な状況になりました。外務省の危険情報「レベル２」の制限解除の時期によっては当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能があります。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、かかる状況に対応するため、営業時間の短縮、一部業務の休業、雇用調整助成金等の公的制度の活用、役員報酬総額の削減、給与の一部見直し、広告費の抑制などによる販売費及び一般管理費の削減を図りました。加えて、従来主力事業の位置づけになかった国内旅行部門での収益確保のために社内資源の一部を投下いたしました。

これらの対応策を実施した結果、当社の資金繰りに関しましては、当事業年度末の現金及び預金残高から旅行前受金残高を控除して1,398百万円の残高となっております。他方、当事業年度の販売費および一般管理費の総額は642百万円であり、借入金残高もないことから、当面の資金繰りについては問題ないと判断しております。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

このような環境下でありますが、引き続き顧客との緊密なコミュニケーションに努め、知的好奇心や精神的喜びに応える旅づくりを通じて上質なサービスを提供し続けるよう努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　分	第32期 (2017年９月期)	第33期 (2018年９月期)	第34期 (2019年９月期)	第35期(当期) (2020年９月期)
営業収益	5,209,383	5,416,091	5,727,590	2,347,587
経常利益又は経常損失（△）	146,114	9,185	169,440	△76,600
当期純利益又は当期純損失（△）	132,349	6,356	130,889	△66,064
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	35.87円	1.72円	35.47円	△17.90円
総資産	3,360,275	3,242,028	3,342,272	2,135,702
純資産	2,075,596	2,010,603	2,045,996	1,939,194
１株当たり純資産額	562.49円	544.88円	554.47円	525.53円

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

①　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ユーラシアサービス	30百万円	100%	派遣業

②　企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記会社で、当連結会計年度の営業収益は23億47百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は70百万円であります。

(7) 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

海外旅行の企画・手配・販売
損害保険の代理店業務

(8) 主要な事業所（2020年9月30日現在）

本社　東京都千代田区平河町二丁目７番４号

(9) 使用人の状況（2020年9月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	-名	39.0歳	13.5年

(10) 主要な借入先の状況（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

２．会社の状況

(1) 株式の状況（2020年9月30日現在）

① 発行可能株式総数　14,760,000株
② 発行済株式の総数　3,690,000株
③ 株主数　2,090名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
井上利男	1,949,100株	52.8%
㈲ホワイトサクセス	414,000	11.2
佐伯剛	90,000	2.4
前田陽司	80,100	2.2
㈱広美	36,000	1.0
井上勝仁	36,000	1.0
出口桂太郎	30,000	0.8
川畑宏	27,000	0.7
宇田肇	26,000	0.7
㈱ＣＳＳホールディングス	22,500	0.6

（注）持株比率は自己株式（1株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	井上利男	
取締役	出口桂太郎	管理部長
取締役	河井良成	株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ代表取締役
常勤監査役	高橋淑夫	
監査役	加藤純二	弁護士
監査役	田鍋晋二	公認会計士

（注）１．取締役河井良成氏は、社外取締役であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
２．監査役高橋淑夫氏、加藤純二氏及び田鍋晋二氏は社外監査役であります。
３．監査役田鍋晋二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．社外取締役は毎月開催される取締役会に、各社外監査役は毎月開催される取締役会及び監査役会に原則として毎回出席し、経営の客観性や中立性の確保のために公正な意見の表明を行いました。

② 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	4名	45百万円
監査役	3	6
合計	7	51

（注） 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は４名６百万円であります。

３．会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称　　三優監査法人

(2)報酬等の額　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　10百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を吟味・検討し、報酬見積りの適切性・妥当性を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3)非監査業務の支払対価の業務の内容

該当事項はありません。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

４．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

当社は、職務分掌や職務権限に関する規程をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

当社の取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制として、毎月１回の定時取締役会の開催を行っています。

各取締役は、担当業務に関するリスク管理の責任を負い、適切にこれを管理するとともに、取締役会において報告・情報交換を行っています。

監査役は、取締役会への出席を行うとともに、経営の透明性と監査機能の向上のために、取締役と定期的に意見交換を行っています。会計監査人とのあいだでは、意見交換・情報交換を通じて連携を図っています。

当社は、反社会的勢力・団体に対しては、一切関係をもたないことを企業意思として統一しております。形態を問わず取引関係を有しないこととしており、対応統括部署は管理部と定め、必要に応じて弁護士ならびに所轄警察署等の外部専門機関と連携して対応を図ることとしております。

当事業年度の取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

貸借対照表

（2020年9月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,583,847**	**流動負債**	**108,305**
現金及び預金	1,476,821	営業未払金	6,239
営業未収入金	7,517	未払金	6,721
旅行前払金	6,750	未払費用	9,814
前払費用	9,232	旅行前受金	78,089
未収還付法人税等	36,875	預り金	1,940
その他	46,659	賞与引当金	5,500
貸倒引当金	△10	**固定負債**	**88,202**
固定資産	**551,854**	退職給付引当金	88,202
有形固定資産	**1,977**	**負債合計**	**196,508**
建物	61	**純資産の部**	
器具備品	1,915	**株主資本**	**1,939,631**
無形固定資産	**19,755**	**資本金**	**312,000**
電話加入権	2,862	**資本剰余金**	**175,600**
ソフトウェア	16,892	資本準備金	175,600
投資その他の資産	**530,122**	**利益剰余金**	**1,452,032**
投資有価証券	205,683	利益準備金	1,435
関係会社株式	30,000	その他利益剰余金	1,450,597
敷金保証金	177,924	**自己株式**	**△0**
保険積立金	116,514	**評価・換算差額等**	**△437**
		その他有価証券評価差額金	△437
		純資産合計	**1,939,194**
資産合計	**2,135,702**	**負債・純資産合計**	**2,135,702**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

損 益 計 算 書

（ 自　2019年10月１日
　 至　2020年９月30日 ）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**2,347,587**
営業費用		**1,895,995**
営業総利益		**451,591**
販売費及び一般管理費		**642,126**
営業損失		**190,534**
営業外収益		
受取利息配当金	9,714	
為替差益	13,347	
助成金等収入	79,643	
保険積立金取崩益	9,054	
その他	2,174	113,934
経常損失		**76,600**
税引前当期純損失		**76,600**
法人税、住民税及び事業税		530
法人税等還付税額		△21,867
法人税等調整額		10,801
当期純損失		**66,064**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書

（自　2019年10月１日　至　2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,557,251	1,558,686	－	2,046,286
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△40,590	△40,590		△40,590
当期純損失					△66,064	△66,064		△66,064
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								0
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△106,654	△106,654	△0	△106,654
当期末残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,450,597	1,452,032	△0	1,939,631

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△657	367	△290	2,045,996
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△40,590
当期純損失				△66,064
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	220	△367	△147	△147
事業年度中の変動額合計	220	△367	△147	△106,802
当期末残高	△437	－	△437	1,939,194

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

個　別　注　記　表

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（２）デリバティブ等の評価基準及び評価方法……時価法

（３）たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

３．引当金の計上基準

①　貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
一般債権
貸倒実績率法

②　賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③　退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

４．ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。
また、為替予約については、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約取引
ヘッジ対象……営業費用に係わる外貨建債務及び外貨建予定取引
ヘッジ方針……為替相場変動リスクを回避する目的で実需の範囲内でのヘッジを行っております。

５．収益及び費用の計上基準
旅行に関する営業収益及び営業費用は、ツアーの国内帰着をもって損益と認識する帰着日基準により計上しております。

６．消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

（追加情報）
当社では、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に関して、確定的な計画を立てることが困難な環境下にありますが、一定の仮定として、次のような収束を見込んでおります。
海外旅行が全世界に対して催行できない状況については、2021年前半において一部の国から催行が可能となると仮定し、従前の、通常に近い形で海外旅行が可能となる時期を2022年前半と仮定しております。
上記の仮定に基づき会計上の見積もりを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の海外を含む状況に関しては、不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表関係）
１．有形固定資産の減価償却累計額　22,874千円

２．関係会社に対する短期金銭債務　3,504千円

（損益計算書関係）
１．関係会社との取引高
営業取引　123,756千円
営業取引以外の取引　7,200千円

２．法人税等還付金額は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」に基づき、繰り戻し請求を行ったことにより還付を受けるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式　　普通株式　　3,690,000株

２．自己株式数　　普通株式　　1株

３．剰余金の配当に関する事項

2019年12月20日定時株主総会決議

配当金の総額	40,590千円
１株当たり配当金	11円
基準日	2019年９月30日
効力発生日	2019年12月23日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、旅行業を営んでおり、営業収益については、旅行代金の前受金の形で入金されるものが大半であります。事前の入金が前提となることより、無借金経営を継続しております。同時に顧客よりの預り金の性質を有する前受金相当の資金につきましては、価値変動リスクにさらすことを避け、現金及び現金同等物として保有することを基本方針としております。一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(１)現金及び預金	1,476,821	1,476,821	－
(２)営業未収入金(純額)	7,507	7,507	－
(３)未収還付法人税等	36,875	36,875	－
(４)投資有価証券	5,683	5,683	－
(５)敷金保証金	40,924	41,127	202
(６)営業未払金	(6,239)	(6,239)	－
(７)未払金	(6,721)	(6,721)	－

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産の発生の主な原因	
賞与引当金損金算入限度額超過額	1,683千円
繰越欠損金	6,535千円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	26,990千円
その他	1,998千円
繰延税金資産小計	37,207千円
評価性引当額	△37,207千円
繰延税金資産合計	-千円

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額	525円53銭
２．１株当たり当期純損失	17円90銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社ユーラシア旅行社
　　取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　米林喜一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川村啓文　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユーラシア旅行社の2019年10月１日から2020年９月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月24日

株式会社ユーラシア旅行社監査役会

常勤監査役(社外) 高　橋　淑　夫　㊞

監　査　役(社外) 加　藤　純　二　㊞

監　査　役(社外) 田　鍋　晋　二　㊞

以　上

以　上

メ　　モ

メ　　モ

定時株主総会会場案内図



●交通：東京メトロ有楽町線／半蔵門線／南北線「永田町」駅
４番出口徒歩１分
東京メトロ銀座線／丸ノ内線「赤坂見附」駅徒歩５分

場　所　東京都千代田区平河町二丁目７番４号
砂防会館別館
３階会議室　立山